



総 職 第 90 号
平成 25 年 7 月 29 日

枚方市退職手当審査会
会 長 様

枚方市長 竹 内



前市長中司宏氏の退職手当の返納について（諮問）

平成17年11月に本市が発注した第2清掃工場建設工事を巡って発生した談合事件の前市長の刑事裁判において、平成25年2月4日の最高裁判所の上告棄却決定により、前市長について競売入札妨害（談合）罪での有罪判決（懲役1年6か月、執行猶予3年）が確定しました。

市長等の退職手当の取扱いについては、「市長等の退職手当に関する条例」（以下「市長等条例」という。）第6条等において、「在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該在職期間について支給したその者に対する退職手当の全額を返納させることができる。」とされており、その手続については「枚方市職員の退職手当に関する条例」（以下「職員条例」という。）の規定によるもの（市長等条例第7条）とされていることから、この間、職員条例第15条第4項に基づく意見聴取を行ってきました。

この意見聴取の結果を踏まえ、前市長に対し、職員条例第15条第1項の規定による退職手当の返納処分を行おうとするため、職員条例第18条の規定に基づき、下記のとおり貴審査会に諮問いたします。

記

諮問事項

前市長中司宏氏の退職手当（2期目分及び3期目分）の返納処分の適否について